

0～2歳児の保護者の皆様へ

新地町では子育て世帯を支援するため保育料を軽減しています

○保育料(月額)国・新地町比較表

階層区分	利用者負担			
	保育標準時間		保育短時間	
	国	新地町	国	新地町
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	9,000円 〔0円〕	0円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕	0円 〔0円〕
③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	19,500円 〔9,000円〕	18,000円 〔8,000円〕	19,300円 〔9,000円〕	17,600円 〔8,000円〕
④所得割課税額 57,700円未満 〔77,100円未満〕 (～約360万円)	30,000円 〔9,000円〕	26,000円 〔8,000円〕	29,600円 〔9,000円〕	25,500円 〔8,000円〕
97,000円未満 (～約470万円)	30,000円	26,000円	29,600円	25,500円
※所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	44,500円	33,000円	43,900円	32,400円
⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)		40,000円		39,300円
⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	61,000円	47,000円	60,100円	46,200円
⑦所得割課税額 397,000円未満 (～約1,130万円)	80,000円		78,800円	
⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	104,000円		102,400円	

- ①上記表のとおり、**町の保育料は、国よりも低く設定**しております。
- ②保育料を完納した**3歳未満児の保護者に保育料軽減助成金(月額3,000円)を支給**します。
- ③**3歳以上児には副食費(月額4,500円)を無償化**しています。
- ④**同一世帯における複数人同時入所の場合は2人目以降の保育料無料**を実施しています。

上記費用を町が負担し、保護者の経済的負担の軽減に努めております。

※〔 〕書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村長が認めた世帯)の額。

○問い合わせ先:新地町 町民課 子育て支援係

TEL:0244-62-2116 MAIL:tyomin@town.shinchi.lg.jp